

総長が特に命じる事務を担当する課長を総務部に置く件新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 総務部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理させるため、報道担当課長（以下「担当課長」という。）を、<u>大学情報の収集、管理及び運用に係る事務について、総務部長及び企画課長を助け、及び整理させるため、大学情報マネジメント戦略担当課長（以下「担当課長」という。）を、</u>職員の育成及び評価に係る事務について、総務部長及び人事課長を助け、及び整理させるため、人材育成担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。</p> <p>第2 担当課長は、第1に定める職務について、総務部長、<u>企画課長</u>又は人事課長の命を受け事務を処理する。</p> <p>第3 （略）</p>	<p>第1 総務部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理させるため、報道担当課長（以下「担当課長」という。）を、<u>職員の育成及び評価に係る事務について、総務部長及び人事課長を助け、及び整理させるため、人材育成担当課長（以下「担当課長」という。）を置く。</u></p> <p>第2 担当課長は、第1に定める職務について、総務部長又は人事課長の命を受け事務を処理する。</p> <p>第3 （同 左） 附 則 この総長裁定は、平成24年11月1日から実施する。</p>